

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町消防防災・警備業務実施要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」において、本町で開催される競技会の消防防災・警備業務について、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町消防防災・警備基本計画」に基づき、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）は、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、消防防災・警備業務を実施する。

3 消防防災業務

(1) 基本的事項

消防法等関係法令を遵守するとともに、竜王町地域防災計画および各施設の消防計画に定められた事項に基づき、競技会場、駐車場等（以下「競技会場等」という。）の消防防災に取り組む。

(2) 実施内容

ア 競技会開催前

(ア) 実施期間

町実行委員会が行う消防防災業務の実施期間は、本町において開催される競技会までの必要な期間とする。

(イ) 体制

町実行委員会は、関係機関等と連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(ウ) 業務内容

- a 競技会場等における消防防災体制の確立に関すること。
- b 競技会場等における消防用設備等および消防水利の点検整備に関すること。
- c 防火防災意識の啓発活動の推進に関すること。
- d 関係機関等との連絡協力体制の確立に関すること。
- e その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 競技会期間中

(ア) 実施期間

町実行委員会が行う消防防災業務の実施期間は、本町において開催される競技会開催期間中とする。

(イ) 体制

町実行委員会は、関係機関等の協力を得て、競技会場等に係員を配置し、消防防災体制を整える。

(ウ) 業務内容

- a 競技会場等における火災等の予防、警戒および消火に関すること。
- b 競技会場等における救急救助に関すること。
- c 競技会場等における避難経路の確保および火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。
- d その他必要な消防防災業務に関すること。

(エ) 通信連絡体制

町実行委員会は、消防防災業務を円滑に行うため、通信連絡体制を確立する。

ウ 広域大規模火災・重大事案に係る対策

競技会開催期間中において、竜王町災害対策本部等が設置された場合は、本町の防災関係部局と連携し対応する。

4 警備業務

(1) 基本的事項

競技会場等の雑踏事故およびその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 競技会開催前

(ア) 実施期間

町実行委員会が行う警備業務の実施期間は、本町において開催される競技会までの必要な期間とする。

(イ) 体制

町実行委員会は、関係機関等と連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(ウ) 業務内容

- a 警備計画の作成に関すること。
- b 警備体制の整備・確立に関すること。
- c 現場踏査の実施に関すること。
- d 通信体制の整備・確立に関すること。
- e 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。
- f 関係機関等との連絡協力体制の確立に関すること。

g その他必要な警備業務に関する事。

イ 競技会期間中

(ア) 実施期間

町実行委員会が行う警備業務の実施期間は、本町において開催される競技会開催期間中とする。

(イ) 体制

町実行委員会は、関係機関等の協力を得て、競技会場等に係員を配置し、警備体制を整える。

(ウ) 業務内容

- a 競技会場等および周辺における犯罪の予防に関する事。
- b 雑踏事故、その他の事件・事故の防止に関する事。
- c 競技会場等および必要と認める箇所での交通誘導警備に関する事。
- d 選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者の競技会場等での誘導および混雑防止の措置に関する事。
- e 競技会場等における避難通路の確保に関する事。
- f その他必要な警備業務に関する事。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) リハーサル大会における消防防災・警備業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和6年3月27日から施行する。